

提案第 5 号

納税関係事業の取扱いについて

- 1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。
- 2 口座振替制度については、合併翌年度(平成 17 年度)から稲沢市の制度に統一する。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員定数は 6 人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	2 5 - 4 納税関係事業の取扱い
調整の内容	<ol style="list-style-type: none">1 各種手続き等の窓口については、原則として、現行のとおりとする。2 口座振替制度については、合併翌年度(平成 17 年度)から稲沢市の制度に統一する。3 固定資産評価審査委員会の委員定数は 6 人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるように考慮し、決定する。

【提案理由】

- 1 各種手続き等の窓口については、住民の利便性の確保を図るため、原則、現行のまま、1 市 2 町域のそれぞれに置くものである。
- 2 口座振替制度については、収納率の維持・向上を図るためである。
- 3 固定資産評価審査委員会の委員選出については、効率的な運営を維持するとともに、地域の実情に配慮するためである。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
税の申告受付	<p>受付時間</p> <p>期間中毎日（土日除く）</p> <p>午前 8 時30分から午前11時00分まで</p> <p>午後 1 時00分から午後 4 時00分まで</p> <p>受付会場</p> <p>市役所大会議室（1 か所）</p> <p>出張受付はなし</p> <p>申告相談者数</p> <p>6,091人</p>	<p>受付時間</p> <p>期間中毎日（土日除く）</p> <p>午前 8 時30分から午後 0 時00分まで</p> <p>午後 1 時00分から午後 5 時00分まで</p> <p>受付会場</p> <p>町役場 1・2 会議室（1 か所）</p> <p>出張受付なし</p> <p>申告相談者数</p> <p>2,150人</p>	<p>受付時間</p> <p>期間中毎日（土日除く）</p> <p>午前 8 時30分から午前11時00分まで</p> <p>午後 1 時00分から午後 5 時15分まで</p> <p>受付会場</p> <p>町役場大会議室（1 か所）</p> <p>出張受付なし</p> <p>申告相談者数</p> <p>1,700人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 稲沢市の制度に統一する。 <p>なお、現行の受付会場を存続する。</p> <p>受付会場は、現稲沢市域、現祖父江町域及び現平和町域に 1 か所ずつ置く。</p>
軽自動車標識交付及び廃車申請	<p>申請窓口</p> <p>課税課（出張所はない）</p> <p>実績（平成14年度決算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の異動受付等 11,339件 軽自動車税の登録台数 20,865件 	<p>申請窓口</p> <p>税務課（出張所はない）</p> <p>実績（平成14年度決算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の異動受付等 2,677件 軽自動車税の登録台数 6,383件 	<p>申請窓口</p> <p>税務課（出張所はない）</p> <p>実績（平成14年度決算）</p> <ul style="list-style-type: none"> 軽自動車税の異動受付等 1,767件 軽自動車税の登録台数 3,450件 	<ul style="list-style-type: none"> 現行の申請窓口を存続する。 <p>ただし、管理事務は 1 か所に統合する。</p> <p>申請窓口は、現稲沢市域、現祖父江町域及び現平和町域に 1 か所ずつ置く。</p>
税証明の交付申請及び証明	<p>交付場所</p> <p>課税課及び市民センター（7 か所）</p>	<p>交付場所</p> <p>税務課</p>	<p>交付場所</p> <p>税務課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 稲沢市の制度に統一する。 <p>なお、現行の交付場所を存続する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>時間外交付等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間の証明交付あり ・ 時間外交付あり <p>月～金：午後5時15分～午後9時 土・日：午前10時～午後9時 時間内に申込みが必要。 市民センターでは実施していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による証明交付あり (手数料は、定額小為替証書) <p>手数料 別表税証明交付手数料一覧のとおり</p> <p>実績(平成14年度決算) 税証明発行件数(公用を除く) 21,581件 市民センターでは、税証明の一部を発行。発行件数は、全体の17%。</p>	<p>時間外交付等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間の証明交付あり ・ 時間外交付なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による証明交付あり (手数料は、定額小為替証書) <p>手数料 別表税証明交付手数料一覧のとおり</p> <p>実績(平成14年度決算) 税証明発行件数(公用を除く) 4,608件</p>	<p>時間外交付等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼休み時間の証明交付あり ・ 時間外交付なし <ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送による証明交付あり (手数料は、定額小為替証書) <p>手数料 別表税証明交付手数料一覧のとおり</p> <p>実績(平成14年度決算) 税証明発行件数(公用を除く) 2,787件</p>	<p>交付場所は、現稲沢市域、現祖父江町域及び現平和町域に計10か所を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手数料については、稲沢市の制度に統一する。
課税台帳	<p>縦覧・閲覧場所 課税課(ただし、納税通知発送までは、市役所会議室。市民センターでは実施していない)</p>	<p>縦覧・閲覧場所 税務課(出張所はない)</p>	<p>縦覧・閲覧場所 税務課(出張所はない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縦覧・閲覧場所については、稲沢市に一元化する方向で調整する。

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>実績（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧 25件 ・閲覧 578件（内、郵送閲覧 24件） <p>平成15年4月1日から6月2日までの縦覧期間中における実績</p> <p>閲覧は1年を通して行うことができる。</p>	<p>実績（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧 6件 ・閲覧 44件（内、郵送閲覧 3件） <p>平成15年4月1日から6月2日までの縦覧期間中における実績</p> <p>閲覧は1年を通して行うことができる。</p>	<p>実績（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・縦覧 0件 ・閲覧 26件（内、郵送閲覧 4件） <p>平成15年4月1日から4月30日までの縦覧期間中における実績</p> <p>閲覧は1年を通して行うことができる。</p>	
督促、催告	督促手数料 徴収していない。	督促手数料 50円	督促手数料 50円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。
口座振替制度	<p>対象税目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市県民税普通徴収分 ・ 固定資産税、都市計画税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 ・ 介護保険料 ・ 保育料 ・ 市営住宅家賃 ・ 宮田用水土地改良区賦課金 ・ 福田悪水土地改良区賦課金 	<p>対象税目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町県民税普通徴収分 ・ 固定資産税、都市計画税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 ・ 介護保険料 ・ 保育料 ・ 祖父江町土地改良区経常賦課金 	<p>対象税目等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 町県民税普通徴収分 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 国民健康保険税 ・ 介護保険料 ・ 保育料 ・ 平和土地改良区経常賦課金 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合併翌年度(平成17年度)から稲沢市の制度に統一する。 <p>宮田用水土地改良区賦課金については、合併までに稲沢市の口座振替対象税目等から外れるため、新市における口座振替の対象とはならない。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	調整方針
	<p>取扱金融機関と指定口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内に所在する指定金融機関・収納代理金融機関及び郵便局の各支店 ・普通預金、当座預金、納税準備預金、通常預金の内、1人1口座 <p>申込み手続きと適用時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目の指定はできない。 ・引落しは、申込みの翌月から開始。 <p>口座振替率（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市県民税 52.4% ・固定資産税 62.9% ・軽自動車税 48.5% 	<p>取扱金融機関と指定口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内に所在する指定金融機関・収納代理金融機関及び郵便局の各支店 ・普通預金、当座預金、納税準備預金、通常預金の内、1人複数口座 <p>申込み手続きと適用時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目の指定はできる。 ・引落しは、申込みの翌々月から開始。 <p>口座振替率（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町県民税 48.3% ・固定資産税 55.7% ・軽自動車税 46.8% 	<p>取扱金融機関と指定口座</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内に所在する指定金融機関・収納代理金融機関及び郵便局の各支店 ・普通預金、当座預金、納税準備預金、通常預金の内、1人複数口座 <p>申込み手続きと適用時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税目の指定はできる。 ・引落しは、申込みの翌々月から開始。 <p>口座振替率（平成15年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町県民税 58.5% ・固定資産税 81.8% ・軽自動車税 54.7% 	<p>現在、祖父江町及び平和町において、税目指定又は1人複数口座指定がされているものについては、制度の円滑な統一が行えるよう努力する。</p>
固定資産評価審査委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 6人 ・任期 3年 ・任期満了日 平成16年3月31日 3名 平成17年3月31日 3名 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 3人 ・任期 3年 ・任期満了日 平成15年12月23日 1名 平成16年12月23日 1名 平成17年12月23日 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員数 3人 ・任期 3年 ・任期満了日 平成15年9月30日 1名 平成17年6月11日 1名 平成17年7月9日 1名 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員定数は6人とし、委員の選出については、地域の実情を反映できるよう考慮し、決定する。 <p>地方税法上、委員定数は3人以上、任期は3年。</p>

別表 税証明交付手数料一覧

稲沢市			祖父江町			平和町		
種類	単位	金額	種類	単位	金額	種類	単位	金額
地籍図 閲覧	1袋	200円	整理図 閲覧	1枚	200円	整理図 閲覧	1件	200円
地籍図 コピー(A3)	1枚	200円	整理図 コピー(A3)	1枚	200円	整理図 コピー	1枚	10円
登録事項証明(土地)	1枚	200円	登録事項証明(土地)	1枚	200円	登録事項証明(土地)	1枚	200円
登録事項証明(家屋)	1枚	200円	登録事項証明(家屋)	1枚	200円	登録事項証明(家屋)	1枚	200円
評価証明(土地)	1枚	200円	評価証明(土地)	1枚	200円	評価証明(土地)	1枚	200円
評価証明(家屋)	1枚	200円	評価証明(家屋)	1枚	200円	評価証明(家屋)	1枚	200円
評価額通知書(土地)	1枚	無料	評価額通知書(土地)	1枚	無料	評価額通知書(土地)	1枚	無料
評価額通知書(家屋)	1枚	無料	評価額通知書(家屋)	1枚	無料	評価額通知書(家屋)	1枚	無料
所得証明書	1枚	200円	所得証明書	1枚	200円	所得証明書	1枚	200円
課税証明書	1枚	200円	課税証明書	1枚	200円	課税証明書	1枚	200円
扶養証明書	1枚	200円	扶養証明書	1枚	200円	扶養証明書	1枚	200円
非課税証明書	1枚	200円	非課税証明書	1枚	200円	非課税証明書	1枚	200円
納税証明書 (市民税・固定資産税・法人市民税)	1枚	200円	納税証明書 (町民税・固定資産税・法人町民税)	1枚	200円	納税証明書 (町民税・固定資産税・法人町民税)	1枚	200円
納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料	納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料	納税証明書 (軽自動車税)継続検査用	1枚	無料
営業証明	1枚	200円	営業証明	1枚	200円	営業証明	1枚	200円
その他閲覧又は市税に関する証明	1筆又は 1枚	200円	その他閲覧(土地台帳他)	1冊	200円	その他閲覧(土地台帳他)	1冊	200円
住宅用家屋証明	1枚	1,300円	住宅用家屋証明	1枚	1,300円	住宅用家屋証明	1枚	1,300円
固定資産課税台帳の閲覧	1件	200円	固定資産課税台帳の閲覧	1件	200円	固定資産課税台帳の閲覧	1件	200円
固定資産課税台帳のコピー	1枚	200円	固定資産課税台帳のコピー	1枚	200円	固定資産課税台帳のコピー	1枚	200円
特記事項			特記事項			特記事項		
	1 登録事項証明(土地)は、1筆に1枚。 2 登録事項証明(家屋)は、5棟まで1枚、1枚増すごとに200円を加える。 3 評価証明については、登録事項証明(家屋)と同様。			1 登録事項証明(土地、家屋)は、5筆、5棟まで1枚。以下1枚増すごとに200円を加える。 2 評価証明については、登録事項証明と同様。			1 登録事項証明(土地、家屋)は、5筆、5棟まで1枚。以下1枚増すごとに200円を加える。 2 評価証明については、登録事項証明と同様。	

【法令・取扱通知等】

地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）

（市町村民税に係る督促手数料）

第330条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。

2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は3人以上とし、当該市町村の条例で定める。

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

（第4～5項は省略）

6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（第7項は省略）

8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。

9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。